

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第45回 全体会 資料)

2025/12/10

分冊②

【住まいに関するプロジェクトチーム】

※課題No. 下の ( ) 内は課題提出年度

※課題に関わる施策内容がさっぽろ障がい者プランに掲載されたため、一旦協議会での取組み終了。なお取組みが継続されるものは課題引継ぎ先にて継続。

◎第36回全体会(令和3年6月)にてプロジェクトチームの終了を報告、承認。居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については、運営会議に引継ぎ。その他残された課題についても運営会議に引継がれることを確認された。

◎令和4年度に作成された札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/documents/koujireisyuu.pdf>

◎令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」、基本施策2に「バリアフリー環境の整備」、基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。

[https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024\\_ikkatu2.pdf](https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf)

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類(サービス更新のお知らせ等)について、点字印刷されたものが送付されたり点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	<p><b>【課題】</b> 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。</p> <p><b>【考え方の課題解決策】</b> 〇視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 〇SPコートがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく(例:認定調査時など) ⇒合理的配慮の観点から必要では? 〇ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 〇信頼する第三者(ヘルパー?)が伝えていく等の輸送システムを考える。</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 〇区役所の取扱い状況を確認</p> <p>・渋谷区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはつてあるだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の書類を作ることまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</p> <p>・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時に同じく点字シールを封筒にはつて送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはつて送るということはしていない。</p> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わつてもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p> <p><b>【令和2年度】</b> ・第35回全体会(令和2年12月書面会議) 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒(札幌市役所) 点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。</p> <p><b>【令和5年度】</b> ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</a></p> <p><b>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</b></p>	主: 行政の仕組み 副: 情報保障

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
3 (H24)	グループホーム等、障がいのある方が住むところが少なく定員も少ない。また、空き物件の情報がつかめず活用できない。(東区3)	●障がい者が住めるグループホーム、共同住居、アパート等の情報を共有できるしくみについて検討する。	<p>【課題整理済】</p> <p>障がい者の住まいの課題のため、6と一緒に検討する。</p> <p>①東区部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定があるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。</p> <p>②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・専家が安心できるようなパンフレットを作成する</p> <p>③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まつてもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行つてもらう</p> <p>④まずは運営会議に相談する</p> <p>⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行つた（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）</p>	<p>・グループホームの空き情報については、中央区地域部会から各部会に、「元気さーち更新のお願い」について協力依頼。他の地区部会でも「元気さーち更新のお願い」の掲載が拡大中。</p> <p>→平成30年度では、元気さーちのグループホームの空き状況については、適宜更新がされている事業所が増えてきている。</p> <p>第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム設置承認（住まいに関するプロジェクトチーム）</p> <p>平成30年、中央区・豊平区・厚別区にて大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を開催。</p> <p>一人暮らしガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</p> <p><b>※一定の改善がみられたため、一日協議会としての取組み終了。</b></p>	主: 住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオーブンにすると部屋(賃貸住宅)の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない(通りにくい)。 (東区6)	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	【課題整理済】 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定があるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・宿家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関する興味のある人に集まつてもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り(1)研修、(2)広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った(25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き継ぎ検討を依頼)	・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版を作成。 ・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。 ・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらしを作成。  【参考】 ・「住宅確保配慮者の供給の促進に関する法律」(平成30年法律第112号)第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html</a>	主:住まい
				【令和3年度】 ・第3回全体会(令和3年6月) 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引き継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引き継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。  ・協議会運営会議(令和3年7月) 住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。 一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。 ・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口(みな住まい)との情報交換会を実施(令和3年12月3日) ・相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加(令和4年2月)  【令和4年度】 ・協議会運営会議(令和4年3月16日) No.41の記載と同様。 ・札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/itikiijiritusien/documents/koujireisyuu.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/itikiijiritusien/documents/koujireisyuu.pdf</a>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
6 (H24) つづき				<p><b>【令和5年度】</b>            • 令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。  <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</a></p> <p><b>【参考】</b>            • 障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  <a href="https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/">https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/</a></p> <p><b>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組みを終了。</b></p>	

例	だれが何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	だれが 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
20 (H25)	手稲区在住の知的障がいを抱えた男性。現在は両親と共に手稲区内の実家で暮らしている。両親が高齢になってきたこともあり、本人も自立した生活を送れるようになることを考え始め、両親が健在なうちに実家にもすぐ帰ることのできる範囲内でグループホームを探したいが、空きがない等の理由から選択肢も狭まり、選ぶことが難しい。(相談2)	・他区と比べて手稲区はグループホームの選択肢も少ないし、数自体も少ない。	【課題整理済】3の見解と同じ	【札幌市内共同生活援助事業所数(平成31年4月1日現在)】 ※サテライト型含む 中央区～49 北区～78 東区～65 白石区～83 厚別区～26 豊平区～74 清田区～34 南区～58 西区～87 手稲区～35  ※一定の改善がみられたため、一時協議会としての取組み終了。	主:住まい
29 (H25)	札幌市営住宅条例第5条第2項に規定する精神障がい者、知的障がい者を、単身入居要件から除外しているのは大きな問題である。(東区17)	市営住宅の単身障がい者世帯の入居要件の適正運用を求める	【課題整理済】3の見解と同じ	平成26年度より課題自体は解消。ただし提出書類についての課題が残る。  ※一定の改善がみられたため、一時協議会としての取組み終了。	主:住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
35 (H25)	ひとり暮らしの不安 これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に 対してどのように支援をしてゆくのか。長時間、入所施設や 親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない 一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚える であろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。 「1ヶ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。 「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。 (東区18)	ひとり暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。	<b>【課題整理済】</b> 住まいに関するプロジェクトチームで検討。及び、運営会議で検討中の身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームができたらそちらでも検討をすることにする。  <b>※住まいに関するプロジェクトチーム(平成29年6月22日)</b> 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。	・平成30年度 しんどい ねんど しんどい ふらふら しゃ ちで きしお しゃかいい きせい こうすい しんぶる じょくと ちーむ トチームが設置。  【第3回自立支援協議会全体会】 ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行プロジェクトチームより地域生活拠点に関する審議。全体会の委員全員から承認と同様。 ・があったことから、地域生活拠点に関する提言は自立支援協議会の委員の意見と判断し、自立支援協議会から札幌市に対し、地域生活拠点に関する提言書を提出することとする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認22名、不承認0名。  【参考】 ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。	主: 住まい 掲載: 地域移行
36 (H25)	○物件条件 何らかの生活支援を必要とする障がい者の場合、物件を探す際の条件として、今まで受けていたサービスや支援を継続して受けられる地域であること、また、家族も含めて今までの人間関係を維持できる地域であること、そういう立地条件の物件が必要となる。住み慣れた地域から離れてしまうと、これまでの人間関係や支援関係が途絶えてしまい、見知らずの地域で孤立し、アパートに引きこもる暮らしになってしまふ危険性もある。それぞれの地域で、障がい者を支援している事業所やその地域の市町村が連携して、障がい者を受け容れる賃貸物件を開拓し、その情報をブールし、物件を求める障がい者に斡旋していく仕組みが必要である。(東区19)	障がい者を受け入れてくれる物件を開拓し、その情報をブールし、斡旋する仕組みを検討する	<b>【課題整理済】</b> 住まいの課題なので、住まいに関するプロジェクトチームへ情報提供、課題検討を行うこととする。  <b>※住まいに関するプロジェクトチーム(平成29年6月22日)</b> 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。	【参考1】 ・セーフティネット改正(平成29年10月29日)により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が開始。  【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で実施。 ・令和元年度 北区・西区で実施。  【参考2】 ・No.6の【参考】の記載と同様。	主: 住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持つている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「車いす」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。（東区20）	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。	【課題整理】 6の見解と同じ	・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。  【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。  【令和3年度～4年度】 ・No.6の記載と同様  【令和5年度】 ・No.100の記載と同様	主：住まい 副：個別的・情報保障
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、見学会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。（東区21）	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する	【課題整理】 6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.36の記載と同様。  【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。  【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。（東区22）	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。	【課題整理】 6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.36の記載と同様。  【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。  【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
40 (H25)	○行政的課題 国が「あんしん賃貸支援事業」、市町村の「居住サポート」等、他にも都市部の幾つかの自治体では、家賃補助や住宅改修に関する費用補助、行政の委託機関が保証人を担う取り組み等を実施しているが、これらの取り組みは自治体毎に制度の仕組みが異なり、自治体間、地域間の格差が大きくなっている。住宅の斡旋について行政がもっと積極的に関わるべきがある。障がい者の入居に不安を持つ大家にとて、行政の後ろ盾は、障がい者との賃貸契約を結ぶ時に、とても強い安心材料になる。障がい者の権利として民間賃貸住宅への入居を要求するという方法で、障がい者の民間住宅への入居拒否を差別として禁止する法律の制定、制度の確立を目指していく必要がある。(東区23)	障がい者の権利として住宅を確保できる施策の策定を求める。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【参考1】 ・平成22年4月に、「北海道障がい者の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい 地域づくりの推進に関する条例」(略称: 北海道障がい者条例)が全面施行。 ・平成28年4月に、「障がい者差別解消法」が施行。 ・セーフティネット法(平成29年10月29日)により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が開始。 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_00055.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_00055.html</a></p> <p>【参考2】 ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p>【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様</p>	主: 住まい
46 (H26)	精神障がいの女性のケース。本人の住宅を探し本人も気に入った物件があり申し込みを行った際に、親族などがいるなく保証人になってくれる方がいないため保証会社を利用するところとなった。緊急連絡先になってくれる人もいない。そのためアパートを借りるための審査が出来ない状況が続いた。(相談15)	保証人がいない場合は保証会社を利用する際も、必ず「緊急連絡先」が必要になる。誰に依頼をする事が良いかまた相談室がその場合には緊急連絡先となる事が必要なのか?何処かでそのような事を担ってくれる社会資源など知りたい。同じように入院の際にも保証人などがいなく困ることも多々あります。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【参考1】 ・精神科の訪問看護を行っている事業所で、住居の確保を行っているところが数箇所ある。</p> <p>【参考2】 ・医政医癡0427第2号平成30年4月27日「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」厚生労働省より通知あり。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000516183.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000516183.pdf</a> ・厚生労働省ホームページに身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン及び事例集が掲載されている。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/miyorinonaihitohenotaiou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/miyorinonaihitohenotaiou.html</a></p> <p>【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様。</p>	主: 住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
55 (H26)	うつ病。本人の希望する物件が見つかったが、保証人、緊急連絡先になってくれる人がいなかったこともあり、なんと緊急連絡先に不動産会社の方がなってくれ、保証会社の審査にかけたが結局転居できなかった。(相談23)	保証人や緊急連絡人がいなく一般住宅への転居先が見つからない。	【課題整理済】 6の見解と同じ	【参考1】 ・No.4 6の記載と同様。 【参考2】 ・No.4 6の記載と同様。 【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様	主:住まい
96 (H28)	60歳代 男性 身体障害(両下肢と左上肢に障害がある) 身障者向けの市営住宅応募があり、申し込みし当選。生活改善への期待し入居する。しかし部屋に設置されている手すりの位置は、本人の障害にとって逆向きで、手すりを活用することができない状態。そのため、福祉用具を活用するが、室内構造や便座やユニットバス等の設置位置により福祉用具の利用に限界があった。 【相談】	【課題】 市営住宅のバリアフリー物件について 【考え方の解決策】 市営住宅内(身障向け物件) 車いす対応との情報提供ではなく、トイレや浴室の手すり位置が右麻痺用 左麻痺用で手すりを設置するが、手すりの位置が個々の入居者によって異なるために、入居者がある程度調整できるよう入居時に手すりを設置することができるようとする。 【同様のケース】 新築は対応してくれる。	【課題整理済】 自己負担ならできたと思う。市に届け出と原状回復は必要。入居時に、ニーズに合った対応してほしい。人によってニーズが全然ちがう。日生具の改修費で20万まで。障害の方はレンタルできない~30年度法改正でレンタルも可になるが詳細不明。 そもそも市営住宅改修の仕組みが無い?新築と新築以外の差は無い方がよいと思う。今回は事前の情報提供が不十分だった。 課題の整理は、市営住宅の身障向けに絞った方が良い 住まいに関するプロジェクトチームで、市営住宅担当者と意見交換。		主:住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
31 (H25)	○札幌市HP元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっとアピールをしてほしい。 ○またパソコンを上手く利用できない知的障がいの方が情報を受けける方法を検討してほしい。(手幅区2)	●障がい福祉サービス事業所の情報不足 ●特に入居、居住系の情報が少ない。 ●本人、家族、支援者にとっての情報不足。	【課題整理済】№71と関連(同カテゴリ) 各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーンを行う。	【参考】 ・障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ・共同生活施設一覧を札幌市のホームページで公開。 ⇒グループホームの元気さーちの更新頻度は課題が提出された平成25年度よりは増加傾向となってきている。 ・運営会議(H30.7.31)にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 ※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主:社会資源 副:情報保障
71 (H27)	特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、事業所の具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者の選択肢を広げにくい。  元気さーちを見ても事業所の現状がわからない。 (中央区)	【課題】 元気さーちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っていない。 【中央区部会からの提案】 ①元気さーち更新強化キャンペーン～事業者・利用者のメリットPRし各事業所での更新を促進 ②項目の見直し～わからない人が見てイメージがつきやすい項目の検討 ※グループホームの項目については、中央区部会で行っている住まいの検討と合わせて、札幌協議等と協議しながら整理し提案できる。 ③元気さーちの更新を外注して一括で行う～元気ジョブの活用(事業所毎の更新が進まない場合)	【課題整理済】№31と関連(同カテゴリ) ・地域部会などでの、元気さーち周知と活用の発信のお願いをする。 →「中央区の例」を添えて、「利用者が困ってます」を伝えます。 ⇒いくつかの地域部会からの通知文等に、元気さーち周知と活用について掲載されている。	・障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主:社会資源

例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
116 (R5)	<p>・自傷行為、他害行為について、理解はしているつもりでも驚いてしまう。本人に適した環境をつくれているのか不安になる。(支援者 知的) 【東区】</p> <p>・强度行動障害がいるの方との関わり方にはより高度な専門性が必要とされ、家族や支援者も関わりに行き詰まりや疲弊を感じやすい。関わり方の困難とともに、支援の必要性の高さに反して対応可能な事業所や支援者が少ないという課題がある。</p> <p>・生活支援やヘルパー事業所も見つかりにくく、グループホームという生活の場が見つからないことで、生まれ育った養っているある札幌のまちや市営地下鉄を愛してやまない方が一定数います)を離れ、見ず知らずの地方での生活を余儀なくされるケースもある。生まれ育ったまちで大人になっても引き続き暮らしていくという、一般的には当然の権利はあるはずのことが叶わないという状況について、札幌市の障がいのある人たちを支える体制として重大な課題であると捉えている。</p> <p>■取り組みについて</p> <p>强度行動障害についての理解や支援方法を学ぶ機会やネットワークを広げていくことで、今関わっている家族や支援者にとって不安を軽減できたり行動障害を予防する関わり等を学んでいくことや、受け入れ可能な事業所数を増やしていくことを自指すことが必要と考える。</p> <p>実際の受け入れ状況について、居住系サービス事業所に対しては相談支援部会にて調査を実施したところだが、それ以外の通所系、ヘルパー事業所については、受け入れ実態の全容は把握できていないものと思われ、同様に調査を実施する価値があるかもしれない。</p> <p>また、現に受け入れを行っている事業所もあれば、これから受け入れを検討したい事業所もといった具合に、事業所の状況に応じた働きかけや学びの場、ネットワークの構築をおこなっていくことで、受け入れ可能な事業所の裾野を広げていけると良いのではないか。</p> <p>■東区地域部会での取り組み予定</p> <p>東区地域部会においては、强度行動障害ネットワークと連携して研修会を行うとともに、各種研修情報の発信などを予定している。東区独自の受け入れ状況調査についても是非を検討しているところ。</p>	<p>■課題について</p> <p>强度行動障害がいる方との関わり方にはより高度な専門性が必要とされ、家族や支援者も関わりに行き詰まりや疲弊を感じやすい。関わり方の困難とともに、支援の必要性の高さに反して対応可能な事業所や支援者が少ないという課題がある。</p> <p>・生活支援やヘルパー事業所も見つかりにくく、グループホームという生活の場が見つからないことで、生まれ育った養っているある札幌のまちや市営地下鉄を愛してやまない方が一定数います)を離れ、見ず知らずの地方での生活を余儀なくされるケースもある。生まれ育ったまちで大人になっても引き続き暮らしていくという、一般的には当然の権利はあるはずのことが叶わないという状況について、札幌市の障がいのある人たちを支える体制として重大な課題であると捉えている。</p> <p>■取り組みについて</p> <p>强度行動障害についての理解や支援方法を学ぶ機会やネットワークを広げていくことで、今関わっている家族や支援者にとって不安を軽減できたり行動障害を予防する関わり等を学んでいくことや、受け入れ可能な事業所数を増やしていくことを自指すことが必要と考える。</p> <p>実際の受け入れ状況について、居住系サービス事業所に対しては相談支援部会にて調査を実施したところだが、それ以外の通所系、ヘルパー事業所については、受け入れ実態の全容は把握できていないものと思われ、同様に調査を実施する価値があるかもしれない。</p> <p>また、現に受け入れを行っている事業所もあれば、これから受け入れを検討したい事業所もといった具合に、事業所の状況に応じた働きかけや学びの場、ネットワークの構築をおこなっていくことで、受け入れ可能な事業所の裾野を広げていけると良いのではないか。</p> <p>■東区地域部会での取り組み予定</p> <p>東区地域部会においては、强度行動障害ネットワークと連携して研修会を行うとともに、各種研修情報の発信などを予定している。東区独自の受け入れ状況調査についても是非を検討しているところ。</p>	<p>■課題整理会議</p> <p>・令和5年9月28日運営会議</p> <p>課題としては、むずかしい内容が複雑に絡まっている。当該の先行調査が複数実行されており、札幌市でも强度行動障害がいに関するモデル事業の取組みがある。既存の取組みについての情報共有を運営会議で行ってから課題整理を行うこととする。</p> <p>・その後の運営会議での議論について</p> <p>札幌市内で行われている行動障害がい、强度行動障害がいに関する取組についての情報をまとめるため、東区課題情報整理シートを作成。追加の情報がないか確認をし、整理された情報を元に運営会議の中で改めて取組みの内容、方法、役割等を検討していくこととした。</p> <p>情報収集・共有については、地域部会連絡会でも行うこととした。</p> <p>・令和6年3月14日運営会議</p> <p>＜運営会議での主な意見＞</p> <p>・令和6年2月22日に開催された地域部会連絡会で、新たな情報がシートに追記された。</p> <p>・强度行動障害がいに関わる事業等については、札幌市自閉症・発達障害がい支援センターおがるが中心となっていることが改めてわかった。</p> <p>・様々な事業などについて、現場全体にあまり周知・共有されていない状況も明らかになった。</p> <p>・この課題について、協議会単独で何か取組みを進めるというよりも、おがると情報共有や連携をして取り組んでいくということが現実的ではないか。</p> <p>・運営会議としての結論</p> <p>・取りまとめた情報を共有、つど必要なところへつなげていく。</p> <p>・解決していない課題であることを忘れず、継続的に地域での事例を整理し積み上げていくことを行っていくなど小さな取り組みを増やしていく。個別ケースを区で整理して発信してもらってはどうか。協議会が解決するだけではなく、協議会がハブになって、関係機関へつないでいくことも協議会として重要な取組みではないか。</p> <p>・おがると連携し、情報の共有化は進めていく。</p>	<p>【令和5年度】</p> <p>・令和5年1回全体会(令和5年12月5日)</p> <p>東区から課題が提出されており、運営会議で課題整理、検討していくことを報告。</p> <p>【参考】</p> <p>・令和6年度報酬改定において、强度行動障害を有する障がい者等への支援体制の充実として、</p> <p>①强度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化</p> <p>②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援</p> <p>③行動支援における短時間の支援の評価等</p> <p>④重度障害者等包括支援における専門性の評価等</p> <p>などを示している。</p> <p>【令和6年度】</p> <p>・第4回全体会(令和6年6月26日)</p> <p>運営会議内および地域部会連絡会で課題に関する取組を行った機関または取組事例等の情報収集を行った。専門機関による取組を中心にして、内容を可視化できた。今回の内容からは、協議会として具体的に取り組むものとしての情報にはいたらず、今後も各部会や専門機関の取組の情報共有を継続することになったことが報告された。</p> <p>【参考】</p> <p>札幌市では、令和6年度に札幌版・强度行動障害を有する児者への困難事例の集中的支援 試行プログラムを実施している。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
118 (R5)	・自閉症、強度行動障がいの方。瞼みつく、髪を引っ張ると いった他害あり。親御さんと同居し通所やヘルパー等支援利 用し生活している。親御さんとしては、30歳くらいまでにグ ループホーム等へ自立と考えていたが、市内で受け入れ先が 見つからず本来は生まれ育った地域で長年利用している通所 やヘルパーを継続し、グループホーム等で生活できればベス トと考えているが、叶わない状況。(家族) 【東区】	・No.116の記載と同様。	【課題整理済】 ・No.116の記載と同様。	【令和5年度】 ・No.116の記載と同様。	